第六条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十一条の見出し及び第一項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

様式第七の備考19中「当該届出が特許出願（特許法第184条の3第2項の国際特許出願、同法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされる国際出願及び防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第3項の規定の適用を受ける特許出願（以下この備考において「国際特許出願等」という。）を除く。）についての場合にあっては」及び「、国際特許出願等についての場合にあっては特許法施行規則様式第19により」を削る。

様式第九の備考7中「「様式第18」とあるのは「様式第13」と、「様式第19」とあるのは「様式第14」」を「特許法施行規則様式第18により」とあるのは「当該補正が特許出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第13より、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第14により」」に改める。

第七条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「意匠登録出願の提出により同時に行う場合」を「意匠登録願の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合」に改める。

様式第一の備考10中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改め、同様式の備考11中「し、その次に「代表者」の欄を設けるものと」を削る。

様式第二の備考2中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改め、同様式の備考3中「し、その次に「代表者」の欄を設けるものと」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に特許法第百八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に特許法第百八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

（実用新案施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前にした実用新案登録出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

告　示

○防衛庁告示第九十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第九条第二項の規定に基づき、明野飛行場の航空保安無線施設設置について、次表のとおり告示する。

平成十五年六月六日

防衛庁長官　石破　茂

(1) 名称、位置及び所在地		(2) 種類及び方式	(3) 使用開始日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置及び所在地								
明野タカンソ	N 34°31′42.7″ E 136°40′30.6″ 三重県度会郡小俣町明野	タカン	平成15年6月12日	1,144 MHz	5KW	全方向	AKT	8時から17時までただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止期間中にあっても、1時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛庁告示第九十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第九条第三項及び第十条の規定に基づき、静浜飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成十五年六月六日

防衛庁長官　石破　茂

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十号の一部を次のとおり変更する。

第四項第二号を次のように改め、同項第三号中「舗装の種類　アスファルト舗装（一部コンクリート舗装）」を「舗装の種類　コンクリート舗装」に改める。

(1)　誘導路

延長　千七百七十メートル

幅　十八メートル

舗装の種類　アスファルト舗装

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十一号の一部を次のとおり変更する。

(1)　第四項を次のように改める。